

県外出身の寄宿舍生の春季休業（学年末・学年始休業）中の帰省及び
新学期の帰寮又は入寮にあたっての対応について

1 春季休業（学年末・学年始休業）中の帰省にあたっての対応について

- ① 春季休業（学年末・学年始休業）中に自宅等に帰省する生徒には、これまでどおり、移動中や自宅等での生活において、基本的な感染防止対策の徹底を図ること。
- ② 緊急事態宣言の対象となっている地域等への帰省については、生徒や保護者に帰省の自粛を検討してもらうなどの慎重な対応を求めること。
- ③ 上記により帰省しないこととなった生徒がいる学校は、春季休業中に閉寮する場合、帰省しないこととなった生徒の閉寮期間中の滞在先として、近隣の宿泊施設等を確保すること。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とする。

2 新学期の帰寮又は入寮にあたっての対応について（県立学校運営ガイドラインで示している内容）

- ① 帰寮又は入寮の前に、生徒本人の健康状況など問題がないことを電話等で確認すること。
- ② 体調の不良を訴えた場合は、当面帰寮又は入寮を見合わせ、自宅等での待機を要請すること。
- ③ 生徒の健康状況などに特に問題がない場合は、そのまま帰寮又は入寮させるが、帰寮又は入寮後の一定期間（14日間程度）を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接生徒に確認するなどの徹底した健康観察を実施すること。
- ④ 緊急事態宣言の対象となっている地域をはじめ、国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域からの帰寮又は入寮であり、保護者や生徒から、他の寄宿舍生と離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮又は入寮後の一定期間、そこで滞在させること。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とする。